



富士見市PR特別大使のももいろクローバーZとモノノフ(※)の皆さんからいただいた寄附を活用し、市立保育所、放課後児童クラブで体温計、消毒液、手洗いせっけんなどを購入します。

感謝状贈呈式を行いました(7月2日)

ももいろクローバーZの皆さんへ本市からの感謝状と、本市と地域連携協定を締結している滋賀県東近江市、富山県黒部市からの感謝状を贈呈しました。当日は、ももいろクローバーZの玉井詩織さんに本市にお越しいただき、感謝状のほか、各市の特産品をお礼の品として贈呈しました。

※モノノフ=ももいろクローバーZのファンの呼び名

市独自

**ももいろクローバーZとモノノフの皆さんからの寄附を活用
子どもにのいる施設の保健衛生用品を拡充**

図 保育課 ☎332



令和元年度撮影

市独自

**学校給食費
7・8月分を
無償化**

図 学校教育課 ☎622

市内小・中・特別支援学校を対象に

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生じた家計への負担軽減を図るため、7・8月分の学校給食費を無償化します。



市独自

**ひとり親世帯
への給付金**

図 子育て支援課 ☎204

**ひとり親世帯への市独自の
経済的な支援として**

児童扶養手当およびひとり親家庭等医療費を受給し、給付の対象となるひとり親世帯の方へ、対象児童1人につき3万円のひとり親世帯臨時特別給付金を支給しました。

- 子育て・教育支援
- 経済・事業者支援
- 市民生活支援

新

型 支 援 感 染 症 に 関 す る 支 援

第2弾

市議会6月定例会により可決された補正予算に含まれる新型コロナウイルス感染症に関する緊急支援策第2弾の内容をお知らせします。

第2弾は、学校給食費無償化やひとり親世帯への給付金など子育て世帯への支援が主な内容です。

各支援策について、詳しくは市ホームページをご覧ください。



市独自

フレイル
予防事業

健康増進センター
☎049-252-3771

外出自粛による体力の低下を防ぎ、健康維持に役立てていただくため、65歳以上の希望者に埼玉県コバトン健康マイレージ事業の歩数計を無料配布(先着300人)します。また、フレイル状態を確認し、結果に応じた活動をおすすめします。

とき 8月18日(火)～ 場所 健康増進センター

対象 65歳以上(すでに埼玉県コバトン健康マイレージ事業に参加している方を除く)

持ち物 健康保険証



市独自

肺炎球菌ワクチン・インフルエンザ
予防接種の
補助

健康増進センター
☎049-252-3771

高齢者が重症化しやすい肺炎球菌による肺炎やインフルエンザを予防し、健康を守るため、65歳以上の方などが予防接種を受ける際にかかる自己負担金を全額補助します。病院の窓口で自己負担金を支払い、予防接種後、領収書を添えて申請してください。詳しくは市ホームページをご覧ください。

対象 今年度予防接種の対象となる方

	高齢者肺炎球菌 ワクチン予防接種	高齢者インフルエンザ 予防接種
対象 期間	4月1日～ 令和3年3月31日	10月20日～ 令和3年1月31日
補助額	3,000円	1,500円

市独自

スクスク子育て応援特別給付金の対象を拡大します

健康増進センター
☎049-252-3771

国の特別定額給付金の基準日(令和2年4月27日)の翌日以降に生まれた子を対象に、1人当たり10万円を支給する「スクスク子育て応援特別給付金」の対象を、右記のとおり拡大します。

対象者には申請書を郵送します。詳しくは市ホームページをご覧ください。



対象

【旧】令和2年12月31日までに
生まれた子

【新】令和3年3月31日までに
生まれた子

市独自

水道基本
料金の免除

水道課 ☎505

市民・事業者の皆さんへの支援を目的に、水道を使用している全契約者の水道料金2か月分の基本料金を免除します。

9月検針分(7・8月使用分)または10月検針分(8・9月使用分)

※お住まいの地域により検針月が異なります。



市独自

区域外
水道基本料金
給付金

新型コロナウイルス感染症緊急生活
支援対策室
☎049-265-6621

近隣他自治体から水道の供給を受けている市民・事業者の皆さんのうち、他自治体が実施する減免などを受けることができない方に、2か月分の基本料金相当額の区域外水道基本料金給付金を支給します。対象者には、申請書を郵送します。



市独自

詳しくは市ホームページをご覧ください。

富士見市経済支援パッケージ

産業振興課
☎253

WITHコロナ実践小規模事業者
応援金支給事業

受付期間 8月3日(月)～
9月11日(金)消印有効

一定の売上高の減少がみられる小規模事業者の新しい生活様式への対応と事業活動の継続を支援するため、応援金を支給します。事業所や店舗を賃借して事業を行っている場合は、賃借料応援加算があります。

支給金額 ▶ 応援金：100,000円 ▶ 賃借料応援加算：上限100,000円(※)

※申請日の直前に支払った賃借料の1/2相当額(上限50,000円/月)の2か月分

対象 ▶ 次のすべてに該当する小規模事業者(持続化給付金の対象者を除く)

- 令和元年12月31日現在で、市内に事業所があること
- 従業員数が20人以下の小規模事業者であること(卸売・小売・サービス業は5人以下)
- 令和2年1月～7月のいずれかの月の売上高が前年同月(※)と比較して30%以上50%未満減少していること
※白色申告の場合、年間の売上高の月平均
- 令和2年1月～7月の各月の売上高で、前年同月比50%以上減少した月がないこと

上記すべてに該当する事業者で、市内に事業所または店舗を賃借して事業を行っている場合は賃借料応援加算あり(住居と事業所が同一住所の場合を除く)

申請方法 ▶ 次の書類を郵送してください。

- 申請書兼請求書
- 同意書兼誓約書
- 令和2年1月～7月で、前年同月と比較して売上高が減少している月の売上高がわかるもの(売上台帳や試算表など)
- 確定申告書類の写し
- 通帳の写し(支店名、預金区分が印字されているページ)
- 本人確認書類(個人事業主は運転免許証の写しなど。法人は登記簿謄本の写し)
- 賃借料応援加算がある場合は+7⑧
- 賃貸借契約書の写し
- 直近の賃料の支払い実績を証明する書類

申請書は市ホームページ、産業振興課、各公民館、出張所、富士見市商工会にあります。

宛先 〒354-8511 (所在地は記載不要)
富士見市役所産業振興課応援金支給事業担当

市内共通商品券
市内消費活性化クーポン券

8月1日時点で市に住民登録のある方を対象に、1世帯につきそれぞれ1冊を販売・配布します。

商品券・クーポン券共通の取扱加盟店で利用できます。

詳細が決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

市内共通商品券の販売

▶ 1冊13,000円分を10,000円で販売

市内消費活性化クーポン券の配布

▶ 1冊3,000円分を無料で配布

コロナ関連労務相談の
対象を拡大します

労働者自身が新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請ができるようになったため、労働者の方も相談ができるよう対象を拡大します(要予約)。

とき 毎週月・木曜午前10時～正午
(1枠1時間)

※9月末まで実施予定です。変更がある場合は市ホームページでお知らせします。

対象

- 市内に本店または店舗がある事業者
- 市内在住の方

新型コロナウイルス
感染症に関する支援

第3弾

7月10日に専決処分された補正予算に含まれる新型コロナウイルス感染症に関する緊急支援策第3弾の内容をお知らせします。

第3弾は、事業者へ応援金の支給や市内共通商品券の発行などの経済支援策をまとめて市内経済を力強く支援するほか、水道基本料金の免除など市民生活の支援が盛り込まれました。

各支援策について、詳しくは市ホームページをご覧ください。



市独自

受験対策講座

☎ 学校教育課
☎ 623

臨時休業による進学への影響の軽減を図るため、学習の基礎の定着を目指す中学3年生を対象に、専門講師による受験対策講座を行います。



市独自

学習支援員の配置

☎ 学校教育課
☎ 621

臨時休業による学習機会の減少を補うため、市内小中学校の学習支援員などを増員し、子どもたち一人ひとりの学習定着度に応じたきめ細やかな指導を行います。



ひとり親世帯臨時特別給付金

☎ 子育て支援課
☎ 204

ひとり親世帯の生活を支援するため、国による経済支援として給付金を支給します。

市のひとり親世帯への給付金(P2)とは別の制度です。

対象 次のいずれかに該当する方

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けた方
- ② 公的年金給付などを受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方
- ※児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方に限る
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響で直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方

支給額 1世帯50,000円、第2子以降1人につき30,000円

※対象①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が大きく減少した方は、1世帯50,000円の追加給付があります。

市独自

障がい者の工賃維持支援

☎ 障がい福祉課
☎ 374

市内の障がい者施設の授産品であるお菓子などを市のイベントに活用するほか、生産された生花を市内公共施設に配置します。



特別定額給付金の申請はお済みですか

☎ 新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室 ☎ 049-265-6621

市では、7月15日現在で全体の約98%の給付が完了しました。まだ申請がお済みでない方は、早めに手続きをお願いします。

なお、申請書が届いていない場合はご連絡ください。

申請 令和2年8月21日(金)
期限 ※郵送申請の場合は同日消印有効

制度の概要など、詳しくは申請書に同封した書類や市ホームページをご覧ください。

